

岩手県企業局管理規程第20号

企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月18日

岩手県企業局長 岩渕良昭

企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

企業局企業職員給与規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後						
(給与)		(給与)						
第2条 [略]		第2条 [略]						
2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定に基づき育児休業の承認を受けて育児休業をした職員の給与等については、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号）の適用を受ける者の例による。		2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定に基づき育児休業の承認を受けて育児休業をした職員 <u>及び同法第10条第1項の規定に基づき育児短時間勤務の承認を受けて育児短時間勤務をした職員</u> の給与等については、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号）の適用を受ける者の例による。						
(級別職務区分)		(級別職務区分)						
第3条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。		第3条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。						
区分	行政職給料表に定める級別職務区分							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
本庁	[略]		主任 主査 <u>主任</u>	[略]				
事業所	[略]		次長 課長 主任 主査 <u>主任</u>	[略]				
備考 [略]		備考 [略]		備考 [略]		備考 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。								

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。